

KAMEYAMA
かめやま



第 34 号

市議会だより

平成23年 8月1日

発行：三重県亀山市議会
編集：市議会だより編集委員会
三重県亀山市本丸町577
☎(0595) 84-5059

E-mail:gikai-city.kameyama@ztv.ne.jp
URL <http://www.city.kameyama.mie.jp/gikai/>



亀山市消防操法大会

6月定例会開会

平成23年6月定例会は、6月9日に招集され、30日までの22日間の会期で開催しました。開会日には、市政及び教育行政の現況報告の説明を受けた後、議案10件、報告6件が上程され、20日には議案質疑を、21日から23日にかけ一般質問を行いました。その後24日には産業建設委員会を、27日、29日には教育民生委員会を、28日には総務委員会を開催し、それぞれ付託された議案の審査や一般質問を行いました。

さらに30日の閉会日には、議案7件と議員提出議案2件が追加提案され、議案17件、報告6件、議員提出議案2件をそれぞれ可決、承認、了承、同意しました。

■ ■ ■ ■ ■ 6月定例会議案一覧 ■ ■ ■ ■ ■

◆条例の改正

議案第36号 亀山市まちづくり基本条例の一部改正について

(可決)

地方自治法の一部を改正する法律における地方自治法第2条第4項の改正により、市町村の基本構想に関する規定が削除されることに伴い、本条例について所要の改正を行う。

議案第37号 亀山市税条例の一部改正について

(可決)

東日本大震災による被害が未曾有のものであることを考慮し、現行税制をそのまま適用することが被災者の実態等に照らして適当でないと考えられるものについて、地方税法の一部改正が行われたことに伴い、本条例に関連する事項について、所要の改正を行う。

議案第38号 亀山市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部改正について

(可決)

市内のごみ集積所に出された古紙等の資源物を持ち去る行為が多発し、市民に不安全感を与え、市民の協力のもとに成り立っている資源物のリサイクルに大きな影響を及ぼしており、資源物を持ち去る行為に厳正に対処するため、本条例について所要の改正を行う。

議案第39号 亀山市景観条例の一部改正について

(可決)

市では、優れた自然、歴史及び文化といった亀山市の資産を活かした魅力ある景観の創出を目指し、亀山市景観条例の制定や、市独自の景観まちづくりを行っていくための方針、方策等を定める亀山市景観計画を策定している。今後、景観計画に基づいて、地域特性を活かした景観まちづくりを進めるため、本条例について所要の改正を行う。

議案第46号 亀山市税条例等の一部改正について

(可決)

現下の厳しい経済状況及び雇用情勢に対応して税制の整備を図るための地方税法等の一部を改正する法律による地方税法等の一部改正に伴い、所要の改正を行う。

議案第47号 亀山市都市計画税条例の一部改正について

(可決)

現下の厳しい経済状況及び雇用情勢に対応して税制の整備を図るための地方税法等の一部を改正する法律による地方税法等の一部改正に伴い、所要の改正を行う。

◆補正予算

議案第40号 平成23年度亀山市一般会計補正予算（第1号）について

(可決)

◆その他

議案第41号 市道路線の認定について

(可決)

道路改良事業による新規路線である川合32号線の路線認定について、道路法第8条第2項の規定により議会の議決を求める。

議案第42号 市道路線の認定について

(可決)

開発行為により設置された新規路線である栄町24号線の路線認定について、道路法第8条第2項の規定により議会の議決を求める。

議案第43号 市道路線の認定について

(可決)

開発行為により設置された新規路線である栄町25号線の路線認定について、道路法第8条第2項の規定により議会の議決を求める。

議案第44号 市道路線の変更について

(可決)

開発行為により設置された道路を名越14号線の延長路線とするため、同路線の終点の変更について、道路法第10条第3項の規定により議会の議決を求める。

議案の審議結果

(起立採決をとった議案について掲載)

* ○印は賛成 ×印は反対 なお、議長大井捷夫は採決に加わっておりません。

議席番号	1	2	3
議員名	高島	新島	尾崎
議案名	秀真	邦隆	邦洋
議案第40号 平成23年度亀山市一般会計補正予算（第1号）について	○	○	○
議案第46号 亀山市税条例等の一部改正について	○	○	○

議案第45号 市道路線の変更について

(可決)

開発行為により設置された道路を名越22号線の延長路線とするため、同路線の終点の変更について、道路法第10条第3項の規定により議会の議決を求める。

議案第48号 人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めるについて

(同意)

人権擁護委員の笹山 霞氏は、平成23年9月30日をもって任期満了となるので、引き続き当該委員として推薦いたたく、人権擁護委員法第6条第3項の規定に基づき、議会の意見を求める。

議案第49号 人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めるについて

(同意)

人権擁護委員の岩間 優氏は、平成23年9月30日をもって任期満了となるので、引き続き当該委員として推薦いたたく、人権擁護委員法第6条第3項の規定に基づき、議会の意見を求める。

議案第50号 人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めるについて

(同意)

人権擁護委員の伊藤 真理子氏は、平成23年9月30日をもって任期満了となるので、引き続き当該委員として推薦いたたく、人権擁護委員法第6条第3項の規定に基づき、議会の意見を求める。

議案第51号 人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めるについて

(同意)

人権擁護委員の大原 善男氏は、平成23年9月30日をもって任期満了となるので、その後任者として森下勇司氏を推薦いたたく、人権擁護委員法第6条第3項の規定に基づき、議会の意見を求める。

議案第52号 人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めるについて

(同意)

人権擁護委員の森下 尚子氏は、平成23年9月30日をもって任期満了となるので、その後任者として櫻井知子氏を推薦いたたく、人権擁護委員法第6条第3項の規定に基づき、議会の意見を求める。

◆報告

報告第3号 平成22年度亀山市一般会計繰越明許費繰越計算書について

(了承)

報告第4号 平成22年度亀山市一般会計事故繰越し繰越計算書について

(了承)

報告第5号 平成22年度亀山市公共下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書について

(了承)

報告第6号 平成22年度亀山市水道事業会計予算繰越計算書について

(了承)

報告第7号 専決処分した事件の承認について

(承認)

平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震により被災された方に対する地方税の取扱いについては、納期延長や減免の措置を行う等被災者の立場に立った対応を国の方から求められており、本市においても、適切な取扱いをするよう努めている。その中で、軽自動車税については、他の税目では規定されている災害減免に関する事項の規定がなかったことから、亀山市税条例の改正を、平成23年3月31日、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分したので、同条第3項の規定により報告し、承認を求める。

報告第8号 専決処分した事件の承認について

(承認)

東日本大震災による被害が未曾有のものであることを考慮し、現行税制をそのまま適用することが被災者の実態等に照らして適当でないと考えられるものについて、地方税法の一部改正が行われ平成23年4月27日に公布された。公布日から施行が必要であった規定について、関連する亀山市税条例の改正を、平成23年4月27日、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分したので、同条第3項の規定により報告し、承認を求める。

◆議員提出議案

議員提出議案第2号 公立学校施設における防災機能の整備を図るための予算を求める意見書の提出について

(可決)

議員提出議案第3号 亀山市議会基本条例の一部改正について

(可決)

4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	22
中 崎 孝 彦	豊 田 恵 理	福 沢 美 由 紀	森 美 和 子	鈴 木 達 夫	岡 本 公 秀	坊 野 洋 昭	伊 藤 彦 太 郎	前 野 耕 一	中 村 嘉 孝	宮 崎 勝 郎	片 岡 武 男	宮 村 和 典	前 田 稔	服 部 孝 規	小 坂 直 親	竹 井 道 清 蔵	
○	○	○	○	○	×	○	×	○	○	○	○	○	○	○	○	×	
○	○	×	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	○	○	

議案質疑には6名の議員が質疑を行いました。内容は次のとおりです。

(質疑一覧中、太字の質疑について、質疑の要旨、答弁を掲載しています。)

竹井 道男 (市民クラブ)

議案第40号 平成23年度亀山市一般会計補正予算（第1号）について

- 1 常備消防力適正配置調査委託料について
 - (1) 調査の背景と目的について
 - (2) 後期基本計画策定との関係について

議案第38号 亀山市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部改正について

- 1 一部改正を行う背景について
- 2 期待される効果について
- 3 第7条 資源物の収集又は運搬の禁止等について
 - (1) 市又は規則で定める者について
 - (2) 市長の命令について

4 第28条 罰則について

問 第7条に定められている市または規則で定める者とは具体的にだれを指すのか。

また第2条で、市が指定したごみ集積所を「所定のごみ集積所」と定義をされたが、罰則規定を持つ以上、「所定のごみ集積所」であることの明示が必要ないのか確認をする。

次に、第28条の罰則に至る手続と、担当所管としてどのように臨んでいくのか見解を聞く。

答 市とは市の職員、規則で定める者とは市が資源物の収集または運搬を委託した者、市が資源物の集団回収を行う団体として登録した者、及びこれらの団体から資源物の収集または運搬の依頼を受けた者である。なお、現在登録いただいている団体は、各地区の子ども会、婦人会、自治会などの住民団体であり、再生可能な古紙等の資源化など、再利用運動に積極的に取り組んでいただいている団体である。

所定のごみ集積所については、規則でその位置を示した図面を作成し、閲覧に供するという形で対応する。

罰則については、資源物の持ち去り行為を抑止するとともに、持ち去り行為を行う者に対しては強い意思を持って禁止命令や罰則という手段で臨み、厳しく対処をしていくということで、条例の実効性も担保していく。

罰則に至る流れは、まず、禁止命令を受けたにもかかわらず資源の持ち去り行為を行った者には、市が命令違反者を警察に告発、これを受け警察は検察庁に刑事事件として送検し、検察庁が起訴、立件し、裁判所によって有罪となった場合には、判決により罰金の額が決定することとなる。

伊藤 彦太郎 (ぽぷら)

議案第36号 亀山市まちづくり基本条例の一部改正について

- 1 改正の要因である「地方自治法の改正（市町村の基本構想に関する規定の削除）」の背景を市としてどう捉えているのか
- 2 今回の改正により、総合計画への影響力に変化はあるのか
- 3 今回の改正に対する「亀山市まちづくり基本条例推進委員会」の見解は

問 今回の地方自治法の改正により、市町村の基本構想に関する規定が削除された。これは地方分権の推進で、自治体ごとにまちづくりの自由度の拡大がポイントで、今後総合計画というものがあり方が変わっていく部分もあると思っている。

亀山市まちづくり基本条例は、市のまちづくりの憲法というようなことも言われたが、今後のまちづくりにおいて、総合計画を策定する場合、影響力に変化はないのか伺う。

答 今回の地方自治法の改正に伴って総合計画のあり方を変更するという考え方を持ち合わせていない。現行の基本構想については、旧地方自治法の関係規定により策定しているので、法改正後もその効力は継続されることとなる。

しかしながら、次期基本構想の策定の段階では、その策定根拠がなくなっているので、来るべき時期までには基本構想を含む総合計画の位置づけについて十分な検討を行い、整理が必要であると認識している。

まちづくり基本条例の中には、基本構想その他の計画を策定するときにはその趣旨を尊重するというような尊重規定もあり、総合計画、基本構想は必要だという考え方を持っている。

服部 孝規（日本共産党議員団）

議案第40号 平成23年度亀山市一般会計補正予算（第1号）について

- 1 消防費のうち、常備消防力適正配置調査委託料について、その内容を問う

議案第39号 亀山市景観条例の一部改正について

- 1 「良好な景観の形成」、「景観計画」には、市民の理解が欠かせないが、景観審議会だけで十分なのか

問 この条例の一部改正は、景観計画に基づいて地域の特性を生かした景観まちづくりを進めるための改正と言われている。こういう、すぐれた景観を形成するために何が一番大事かというと、やっぱり市民一人ひとりがきちんと理解をして納得をすることがだいじで市民一人ひとりの理解と協力なしに進めていくと、絵にかいたもちになってしまふという問題がある。条例では市民が参画し得る場所というのは景観審議会しかないようと思うが、これだけで十分なのか伺う。

答 亀山市景観計画の策定に際しては、全体的なご意見をいただくために、市民の方々にもお入りいただいた策定委員会を12回、都市計画審議会を2回、景観審議会を1回、パブリックコメント等を実施してきた。また、地域個々のご意見をいただくため、坂本地区で懇談会を2回、回覧1回、亀山城周辺の城西地区で懇談会4回、回覧4回、関宿周辺の木崎、新所地区で懇談会を5回、回覧4回とそれぞれ実施してきた。今後も引き続き本市の良好な景観づくりのため、地域の皆様と景観に関する学習会や地区懇談会等を行い、景観形成推進地区等を随時拡大していきたいと考えている。

また、全市的な景観づくりやPRのため、景観講演会の開催、出前講座、チラシや景観計画の概要版等の作成など、今後もさまざまな形で亀山市の景観づくりを市民の皆様のご理解とご協力のもと、推進していきたいと考えている。

小坂 直親（緑風会）

議案第38号 亀山市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部改正について

- 1 改正の背景と実態について
- 2 第2条、占有者と管理者とは
- 3 第7条第2項の考え方について
- 4 第28条及び第29条の根拠について

議案第40号 平成23年度亀山市一般会計補正予算（第1号）について

- 1 東日本大震災支援事業について

- 2 常備消防力適正配置調査委託料について

報告第4号 平成22年度亀山市一般会計事故繰越し繰越計算書について

- 1 野村布気線整備事業の事故繰越しの経過と今後の対応について

報告第6号 平成22年度亀山市水道事業会計予算繰越計算書について

- 1 ポンプ取替工事費の積算及び入札方法に日数を要した経緯について

問 一般会計補正予算の東日本大震災支援事業は民生費の災害救助費ではなくなぜ総務費の諸費に計上したのか。またなぜ特別勤務手当を出してまで管理職を派遣しなければならなかつたのか。今回の東北の災害は非常に危険を伴う。単なる市内の本庁での超過勤務ではない。今の特殊勤務手当を見直して、災害に対する特別の危険手当を作る考えはあるのか。

答 民生費の災害救助費は、当市が直接災害等に被災をした場合に避難所等における罹災者救助に要する経費を支出する科目であり、今回のように他の自治体への支援については総務管理費にて対応することが望ましいと判断をし、総務費へ計上した。

今回、管理職員のまちなみ文化財室長を派遣したが、全国伝統的建造物群保存地区協議会より依頼のあった茨城県桜川市の伝統的建造物の修理に関する指導技術者の派遣要請に対応したものである。派遣要請に的確に対応できる職員として、伝統的建造物に関する専門知識の最も豊富な職員である室長を派遣職員として選任をしたものである。

危険手当については、現在、特殊勤務手当に関する規則においては災害支援派遣を対象とした手当に関する規定はない。また、派遣をしている地域については特に危険を伴う地域ではないので、現状では新たに特殊勤務手当を支給するといったことは考えてはいない。派遣については、被災地の危険度といったことも考慮して、今後も行っていきたいと考えている。

櫻井 清藏（ぼぶら）

議案第40号 平成23年度亀山市一般会計補正予算（第1号）について

1 第9款消防費、第1項消防費、第1目常備消防費、一般管理費、常備消防力適正配置調査委託料3,045千円（一般財源）について

- (1) 高額な委託料の積算根拠について
- (2) 委託に際しての仕様内容について
- (3) 第1次総合計画・市長マニフェストの是非について

議案第38号 亀山市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部改正について

1 第28条 第7条第2項の規定による命令に違反した者は、20万円以下の罰金に処するについて

- (1) 20万以下の考え方の根拠について
- (2) 徴収者について
- (3) 納入を拒否された時の対応について
- (4) 第29条について

問 今回の補正の常備消防力適正配置調査委託料は北東分署の建設を前提にして調査をするのか。市長のマニフェストにおいても北東分署が明記されているのに、北東部には分署が必要ということ

福沢 美由紀（日本共産党議員団）

議案第38号 亀山市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部改正について

1 条例改正の趣旨とその内容について伺う

議案第40号 平成23年度亀山市一般会計補正予算（第1号）について

1 衛生費の健康増進事業・大腸がん検診推進事業についてその内容を伺う

問 衛生費の健康増進事業、大腸がん検診推進事業の背景、内容を伺う。

また、この事業の目指す受診率と、対象者への広報の方法、たくさんの方がこの機会に申し込まれる中での窓口対応について伺う。

答 市では以前から健康増進事業として、大腸がん、肺がん、胃がんなど6種類のがん検診を、医療機関で受診する個別検診と、総合保健福祉センターや健康づくり関センターなどを検診場所とする集団検診の二つの方法で、非常に安い自己負担金で検診を実施しているが、今年4月に国が「勵

を、総合的に調査をしなくては、市長としてその確信が持てないのか、その調査がなければ、自信を持って建てるという決断ができるのか。

答 今回の補正は北東分署の新設だけではなく、それに伴う全市的な消防の体制、配置、常備・非常備の運用の関連のあり方、全市的な判断を行うという趣旨である。今日までいろんなレベルでいろんな角度からの検討がなされてきており、それを積み上げ、さらに大局や全体を洞察し、見きわめるという判断で今回の補正を提出している。

第1次総合計画の前期基本計画、私自身のマニフェストにおいて、この北東部への消防分署の配置については検討を進めると位置づけがされている。平成23年度をもってその決断をし、判断をして、次の段階へ行こうというふうに考えているが、消防需要を取り巻くさまざまな環境やニーズが変わってきているところでもあり、それらの要因を十分考慮した上で、施設配置のみならず、装備・人員を含む市全体の消防力を再検証して、最終的に総合的な判断を行っていく必要があると考えている。

く世代への大腸がん検診推進事業」を創設したことから当市でもこの事業を実施するものである。

この事業は、市が40歳から60歳までの5歳刻みの方を対象に無料クーポン券をお送りし、個人負担なしで大腸がん検診を受けていただくもので、無料とすることで、大腸がん検診を受けやすくし、早期発見・早期治療につなげようというものである。

受診率は、受診者を約990名予定しており、昨年の同年齢の方の受診数が133名であり、その約7.5倍を見込んでいる。対象者は約3,120人ほどであるが、無料クーポン券など直接本人に送付し、そのほか広報、ケーブルテレビ、ホームページなどで周知をしていく。また窓口の対応についてであるが、集団検診の申し込みについてはこれまで電話等が殺到し、不便をおかけしている実態があり、それを受け、今年度総合保健福祉センターの電話回線を増加させ、たくさんのお申し出に迅速に電話を受けられるよう改善をした。

一般質問には17名の議員が質問を行いました。内容は次のとおりです。

(質問一覧中、太字の質問について、質問の要旨、答弁を掲載しています。)

片岡 武男（市民クラブ）

電力不足対策について

- 1 被災地域からプラスチック系ゴミを引き受けて、発電量を増加させてはどうか
- 2 現在収集中のプラスチック系ゴミを、電力の不足する夏場に溶融処理してはどうか
- 3 溶融炉タービンのMAX運転について
- 4 電力不足対策を協議されているのか
地上デジタル放送について
 - 1 地デジ放送に移行する経緯について
 - 2 道路高架橋の影響に対する市の責任について
 - 3 行政情報番組の年間必要経費について
 - 4 ケーブル未加入世帯が行政情報番組を視聴できなかつた問題について
 - 5 行政情報番組未視聴世帯への支援策について
 - 6 歳入増加対策について



問 電力不足が危惧される中で、この13日に、名古屋市の夏場の発電量増加対策実施が新聞に載っていたが、亀山市として溶融施設の発電能力を最大限発揮する施策を考えているのか。東日本大震災の津波被害で発生したプラスチック系ごみを引き受けて、発電量増加対策をされないのか。電力確保に溶融炉発電量マックス運転をされないのか

伺う。

答 東日本大震災により発生をした廃棄物の受け入れについては、4月に環境省、また三重県の方から調査があり、当市としても可能な限り処理に協力をする回答している。

三重県の情報によると、被災地における災害廃棄物は、現在、1次対策として仮置き場への移動集積を実施していることであり、来年度以降、分別作業のため2次仮置き場への移動、その後被災地からの要請により処理協力をすることの体制になっていることである。

これらのことから、現時点における各自治体への具体的な搬入の時期とか品目については、未定なところである。

溶融炉マックス運転については、発電量を増加させるためにはタービン発電機に送る蒸気をふやすことが重要であり、夏場の電力不足が懸念されるこの時期に、特に一般ごみに加えて家具などの木製品の投入比率を今まで以上に増加させることで排ガス温度を上昇させ、蒸気の発生の増加に努めてまいりたいと考えている。

伊藤 彦太郎（ぽぷら）



学校教育における休日の在り方について

- 1 「家族の時間づくりプロジェクト」について
 - (1) このプロジェクトの目的について
 - (2) 休日に設定された日の授業時間はどのように補完されるのか
- 2 「夏休み」の在り方について
関ロッジの運営について
 - 1 「道の駅関宿」の運営について
 - (1) 「道の駅」を指定管理にする考えはないのか

問 亀山市が、家族の時間づくりというような、休日のあり方を考えていこうという中で、学校の空調設備の問題も含めて、夏休みの短縮とか、夏休みのあり方を教育現場としてどう考えているのか。

答 夏休みの期間については、学校教育法施行令第29条の規定に基づき、亀山市立学校の管理に関する規則第3条において、7月21日から8月31日までと定めている。

夏休みの意義としては、暑さのために子供たちの集中力や意欲が減退し、学習能力が低下をするので、家庭学習へ移行し、涼しいうちに学習に取り組むことや、長い休みを活用し、みずからの生活リズムを整えながら心身を鍛える意義、また、子供たちにとってふだんは経験することができないさまざまな取り組みに挑戦する絶好の機会とするなどの意義があるように教育委員会では考えている。

このようなことを踏まえて、今のところ夏休みの期間を見直す考えはない。

服部 孝規（日本共産党議団員）

亀山市の消防力について

- 1 現状の消防力で十分なのか
- 2 総務省消防庁の「消防力の整備指針」から見れば、亀山市の消防力は車両も消防職員も充足していないが、今後どのように充足していく考えなのか



浜岡原子力発電所の運転停止について

- 1 浜岡原発は、東海地震の予想震源域の真上にある世界で一番危険な原子力発電所と言われているが、亀山市民の安心、安全のために一時的な運転停止ではなく、廃炉を求めるべきではないか

問 東日本大震災から3カ月以上が経過したが、福島原発は終息に向かうどころか新たな問題が次々に生じ、終息の見通しは全く立たないというのが現状である。浜岡原発は、東海地震の想定震源域の真上にある世界で一番危険な原子力発電所だと言われているが、亀山市民の安心・安全のために、一時的な運転停止ではなく廃炉を求めるべきではないか。また併せて県内の原発設置についての考えを聞く。

最後に今後のエネルギー政策、特に亀山市としてどんなことを考えているのか伺う。

新 秀隆（公明党）

危機管理体制について

- 1 危機管理の通信インフラ状況について
 - (1) 現在の情報伝達方法及び、安心メール登録・運用状況について
 - (2) 屋外スピーカー等の問題点について
- (3) 災害時の通信インフラ状況について



ア 施設間の通信状況について

イ 地域FM放送局設立について

ウ エリアメール・サービスについて

エ 音声自動サービスについて

オ 衛星ブロードバンドについて

市民の安心・安全で命を守る防災総点検について

- 1 避難所・公共施設の防災機能について
 - (1) 抛点施設の常設設備品について
 - (2) 今後の管理体制について

2 環境管理体制について

(1) 放射能測定について

(2) 防災総点検について

節電対策について

1 亀山市としての節電の取り組みについて

(1) 市としての節電対策について

(2) 市民への節電対策の推進について

(3) 今後の施設計画について

答 浜岡原発の廃炉については、基本的には自給バランスを考慮した高度な国の政治判断と企業の経営判断により決定されるもので私自身が論評する立場ではないが、震災対策による安全性確保が担保されない限り、再稼働は難しいものと思われる。また既に廃炉となっている2基を含めて、一定の寿命を超えた原子炉が最終的に廃炉となることは必然であると考えている。

今後の本県への電源立地については国が一貫して責任を負うことや、安全性や地域の同意などを示した県の基本方針である四原則三条件が大前提であると認識しており、このたびの福島原発が大変厳しい状況下にある現在、県内への立地を議論する余地はないものと考えている。

亀山市の今後のエネルギー政策としては、今まで地球温暖化防止推進計画に基づいてさまざまな施策展開を行ってきているところで、とりわけ太陽光発電の設置支援などさまざまな具体的な施策を展開いたしており、亀山市として持続可能なまちづくりをしていく、これも重要な政策の一つと認識をしながら、亀山市としてできることをしっかりと取り組んでいきたいと考えている。

問 エリアメール・サービスの現在の亀山市の状況、亀山市で販売されている携帯の台数、市民の導入についての考え方、行政としての方向性について伺う。

答 エリアメール・サービスは、現在(株)NTTドコモのサービスとなっており、同社の亀山市内の契約数は約1万9,000台、エリアメール端末の契約数は1万台と確認している。

また、市民の方からのエリアメール・サービス導入についての声は今のところ特に聞いていない。

市としてのエリアメールの導入方向性であるが、昨年度に他市、他県の導入状況について確認したところ、当時として導入実績があまり確認できず、導入検討にまで至らなかったという経緯もある。また、携帯電話会社大手3社中、エリアメール・サービスの提供を行っている会社が1社であるということから不均衡が生じる点もある。

当市としては、当面、かめやま・安心めーるへの登録、配信等を推進していきたいと考えている。

尾崎 邦洋（緑風会）

安心・安全なまちづくり（自然災害への対応）について



1 震災への対応について

- (1) 想定される被害について
- (2) その対応策（被害軽減・抑止）について
- (3) 現状での問題点（医療・搬送等）について
- (4) 今後の取り組みについて

2 水害、土砂災害への対応について

- (1) 台風・ゲリラ豪雨などにより想定される被害について
- (2) その対応策（被害軽減・抑止）について
- (3) 現状での問題点について
- (4) 今後の取り組みについて

問 亀山市地域防災計画書は災害が起きたときに市や住民がどのように災害の復旧を図るかとか、災害を受けないための対応などが記載されており、防災にかかわる機関、職員のみでなく、市民、企業などを含め、できる限り広く周知を図らなければならぬ計画であるとなっている。亀山市地域防災計画がいつごろでき、計画を習熟されるための施策が過去にとられたのか、この計画書を職員の全員に配付したのかどうか伺う。

またこの計画には誤解を招くような表現等もあ

り、内容をよく精査していただきたい。

答 市の地域防災計画は、新亀山市になった平成17年から、災害対策基本法に基づき備えている。習熟については、各災害関係機関、自主防災組織に防災計画をお渡し、お互いに情報交換しながら進めている。市の各部署へも配付してある。

市民への周知等については、防災の出前講座、特に最近では地震に関しての出前講座の要望が多い中で、こういう機会をとらえて行っていきたい。

また、防災計画の誤字等については再点検、修正を行い、内容の精査については、現在、地域防災計画そのものの質の総点検を指示しているところで、今後、国、県のさまざまな防災計画自体の根本の見直しが入ってこようかと思われ、この動きと連動させながら、地域防災計画全般を総点検したいと考えている。

市民、職員、全庁的にその問題意識と的確な行動を体系化したこの計画自体を徹底的に理解するというのはもちろんあるが、自助、共助、公助という関係を高めていくというのが危機管理上非常に大切なことであると思っており、市民、地域、事業所、議会にもご理解、ご協力をいただきながら、徹底していくことが大変重要であると考えている。

岡本 公秀（新和会）

住宅リフォームについて



- 1 住宅リフォーム助成に対する市の考え方について
- 2 社会的要請との関連について
- 3 経済活性化効果について

保育所在り方検討委員会の中間報告書について

- 1 中間報告書の取り扱いについて
- 2 各保育所の入所児童数の平準化について
- 3 第三愛護園と第一愛護園の入所児童数の平準化について
- 4 保育所入所基準の運用について
- 5 保育所在り方検討委員会の人選について
- 6 電力事情による土曜、日曜保育について

問 亀山市立保育所在り方検討委員会の中間報告書の中に、保育所により定員がオーバーしている園もあれば、定員以下の園もある、亀山市全体の園で児童数が平準化するよう、市の範囲内での広域的な入所を促進する必要があることが書かれているが、具体的な考えはあるのか。保育所入所基準の運用についてはどう考えるか。

次に、電力事情の悪化により土曜、日曜操業の会社がふえた場合、当然のことながら保育所もそれに対応する必要があると思うがどうか。

答 保育所の入所希望に対しては、各世帯の保育に欠ける度合いを考慮の上、入所の可否を判定しており、今年度からは希望する入所可能な保育園がない場合、その他の園で入所可能な保育所があれば案内するなど、市域内での広域的な入所の促進、定員に対する入所児童数の平準化に努めている。

保育所は、家庭において十分な保育をすることができない児童を家庭の保護者にかわって保育することを目的とする児童福祉施設である。保育所に入所できる基準は、保育所にあきがあり保護者及び同居の親族が仕事などによりその児童の保育に当たれないなど保育に欠ける状態にあると認められるときに入所できることになる。この基準の運用により、不公平のない保育所入所に努めていきたい。

この夏の電力対策のため、新たに土曜日、日曜日に保育が必要となる児童について保育所を通じて調査したところ、約30人程度と見込んでおり、それらの児童については、土曜日のほか、日曜日も拠点的に保育を実施するよう、諸準備を進めている。具体的には、土曜日は現在半日保育をしているので、その延長を、日曜日についても、拠点園を設けて1日保育に当たれるような方向で検討をしている。

竹井 道男（市民クラブ）

組織・機構改革再編の検証について

- 1 成果や課題の検証について
 - 2 基本方針1. 組織マネジメントの強化について
 - 3 基本方針2. 職員自らが考え方行動する組織の実現について
 - (1) 文化部と教育委員会との整合について
 - (2) 教育研究室の研究所への転換について
 - 4 人材育成について
- 安心・安全なまちづくりについて
- 1 東日本大震災の発生で今後検証が必要な内容について
 - 2 情報の発信・収集体制について
 - (1) 安心メールと学校配信メールについて
 - (2) 衛星携帯電話の配置状況について
 - (3) 多様な情報手段の活用について



問 東日本大震災の発生を受けて、これまでと違った視点で新たに防災計画等に反映する項目等があれば確認する。検証が必要な内容があるのか尋ねる。

情報の発信や収集体制について、安心メールと学校配信メールの加入状況や配信内容を確認する。

また、衛星携帯電話について、現在、どこに配

鈴木 達夫（ぽぶら）

子ども支援施策について

- 1 児童センターについて
 - (1) 目的と事業の評価について
 - (2) 利用実態について
 - (3) 平成20年度の事業仕分け後の取り組みについて
- 2 ファミリーサポート事業について
 - (1) 事業の必要性としくみについて
 - (2) 事業の課題について
 - (3) 事業の展開・可能性について
- 3 就労環境変化に伴う市の子ども支援体制について
- 4 子ども支援施策推進の一元化について



問 児童センター管理運営事業は、平成20年度の事業仕分けで、内容・規模見直しという結果が出ている。コーディネーターの方は、類似事業との調整が必要、NPO、民間との連携が必要と、縦割りの弊害が生じている。また、ほかの委員の意見は、事業内容の抜本的見直し、利用ニーズの再把握、事業統合、段階的廃止という非常に厳しい結果が出ている。市の方針としてどういう結論を

置かれているのか、配置されたところとの訓練状況やバッテリーのチェックはされているのか。

答 市地域防災計画の見直しは、市独自で東日本大震災を検証し、災害応急対策活動マニュアルや被災建築物応急危険度判定マニュアルの策定、現地医療救護所候補地や応急仮設住宅の予定地の選定や業務継続計画の策定などの検討を進める。

安心メールの登録者数は3,370人で配信内容は、緊急情報や防犯情報等である。学校配信メールの市内小中学校の登録者数は5,129人、対象PTA会員を除く約2,000名で、児童・生徒の家族や教職員、地域の見守り隊などの学校関係者である、また、対象PTA会員数の登録率は、小学校で約96%、中学校で約90%という状況で、内容は不審者出没情報、台風接近による注意、下校時刻の変更及び学級閉鎖の連絡などである。

衛星携帯電話は、本庁、各コミュニティセンター、関係の防災機関、学校及び自主防災組織に101台配置しており、本年4月末から5月初旬にかけて代表避難所で通話試験とバッテリーのチェックを行った。

出したのか尋ねる。

また、ファミリーサポートセンター事業について、この事業の目的、必要性をどう認識し、事業の仕組みを説明いただきたい。また、事業の課題、事業の展開・可能性について尋ねる。

答 児童センターの位置付けや役割の明確化を見直し、子育ち応援プラン後期計画の中で、児童センターを児童健全育成活動の拠点施設として位置づけ、子供や地域のニーズに合った新たな事業展開を図ることとしている。

ファミリーサポートセンター事業は、乳幼児や小学生等の児童を持つ子育て中の労働者や主婦等を会員として、児童の預かりや送迎などの援助を希望される方と、その援助を行う方との相互援助活動に関する連絡・調整を行うもので、仕事と育児の両立に寄与している。課題は、サービスを受けたい方は増加し、支援をする側は伸び悩み、需要と供給のバランスに不均衡が生じている。

子育て支援全体のあり方をしっかりと整理してまいりたい。

福沢 美由紀（日本共産党議員団）

亀山市地域防災計画について

- 1 避難所について
- 2 災害時応援協定について
- 3 要援護者名簿について
- 4 自主防災組織について

介護保険法改定案について

- 1 改定案の内容について

(1) 要支援者向けにおこなわれている介護保険の訪問・通所サービスを、市町村の判断で「介護予防・日常生活支援総合事業」に移し、配食や見守りなどと組み合わせて保険給付の対象外にできることがうたわれている。他にも、高齢者、障害者の生活に大きく影響を及ぼすものが含まれていると認識するが、市の見解を伺う。

問 亀山市の地域防災計画について、どういう状況を想定した計画か。避難所の収容人数は何人ぐらい収容できるのか。

災害時の応援協定を結んでいるがどういう内容の協定か。要援護者名簿について報道されたが、どういう情報が入っている名簿でどのように使うのか。自主防災組織は重要な役割を果たす組織であり、いざというときに動ける組織になるために市としての施策を伺う。



森 美和子（公明党）

危機管理体制について

- 1 被災者支援システムの導入について

- 2 BCP（事業継続計画）について

- (1) 策定の考え方について

- 3 危機管理体制の在り方について

防災・減災に対する市民の意識向上について

- 1 自主防災組織の現状について

- 2 学校現場における防災教育について

- 3 地域資源の活用について



問 危機管理体制について、被災者支援システムは、阪神大震災で西宮市が開発したシステムで住民基本台帳のデータをベースに被災者台帳をつくり、家屋の被害、避難先、犠牲者の有無、口座番号、罹災証明書の発行状況などを一元的に管理するもので、総務省から自治体に配布されている。このシステムを認識されていたのか、現在導入されているか伺う。

自主防災組織は地域の組織形態としてでき上がってきたが、さまざまな組織の中に、女性の姿

答 地域防災計画は、地震災害対策計画と風水害対策計画とに分かれ、地震災害対策計画では、東海・東南海・南海地震の三連動による想定震度6弱として策定している。15の代表避難所で1人3平方メートルの占有面積として、収容可能避難者数は約4,500人である。

応援協定は、他の自治体間で人的支援、物的支援を中心とした内容で、その他に避難所での食料や生活物資に不足が生じた場合を想定し、市内のスーパー等と、またガス、ガソリンなど燃料の調達、ライフラインの確保、応急救護や看護応援活動のために、医師会や看護協会などと協定を進めている。

災害時要援護者台帳には、65歳以上の単身世帯・65歳以上の方で構成する世帯、障がい者等の名簿で、代表避難所の代表者に写しを渡したところである。安否確認に活用いただき、個人の情報と所属する自治会、その方が支援を得る方などの情報で登録された方々の同意を得て作成したものである。

自主防災組織の中で防災計画を作成し、年1回の防災訓練や資器材の点検など活動いただいており、市としても活躍を期待している。

が見えてこない。女性力をどう生かしていくか、何か工夫ができるのか。例えば、女性防火クラブや女性消防団、婦人会連絡協議会などの団体に対して、働きかけができないか伺う。

答 被災者支援システムについては認識しているが市としては導入をしていない。再度システムを見て研究していきたい。

女性防火クラブは、地域防災の重要な担い手として、市内に8団体が結成されている。今後も重要性を各地区に広く啓発し、クラブの結成、推進を図っていきたい。また、女性消防団も含めて、火災予防活動や後方支援活動のみならず地域に密着性を生かした各種防災活動に参加いただくよう検討するとともに、女性に活躍をいただける場を自主防災組織に呼びかけてまいりたい。

小坂 直親（緑風会）

住宅リフォーム助成について

1 地域経済の活性化の具体的な施策について

2 市内中小建設関連業者の経営状況と実態について

3 住宅リフォーム助成制度について

危機管理について

1 防災計画の見直しの考え方について

2 亀山市における危機の実態について

3 危機管理体制への取り組みについて

4 危機管理責任者の責務について

省エネルギー対策について

1 緊急省エネルギー対策について

2 省エネ、節電の取り組みについて



問 地方自治体においては、経済活性化施策、技術、技能を継承する人材育成等が喫緊の課題と言われている。今こそ、持続可能な地域経済の活性化の施策を展開すべきであると思うが、具体的な取り組み、施策について伺う。

今、建設労働者、工務店、大工さんなど中小零細建設業者は、仕事不足が寄せられているが経営

実態の動向や状況をどう認識し、その打開策をどう考えているか。

答 市としては、地域特性を生かし、新たな企業立地を進め、市内の既存事業所がこの地域で長く事業継続をしていただけるよう支援をしていきたい。中小事業所の事業継続には、その経営力、技術力、この向上が必要不可欠であり、ものづくりや建設、運輸関連の中小事業者を対象に、商工会議所と連携して、市内中小事業者の経営力向上を支援する事業を予定している。今月からは、市内の既存民間賃貸住宅を借り上げて、市営住宅として活用する事業を開始することから、不動産市場の活性化にもつながると期待している。

市内の中小建設関連事業者の30社に窓口、電話等で聞き取り調査を行い、住宅リフォーム等について、木造住宅の耐震補強に付随する形が多く、通常時の8割の仕事量で推移している状況である。住宅リフォーム助成制度について、関係団体から陳情・要望を受けており、助成について検討を行っているところである。

中村 嘉孝（新和会）

地上デジタル放送移行について

1 現時点における市内の普及率について

2 ケーブルテレビ加入促進について
(難視聴地域)

3 移行後の対応について(追跡調査等)

4 テレビの不法投棄について(エコポイント制度廃止後)

公営企業（国民宿舎関ロッジ）について

1 国民宿舎関ロッジの運営手法検討調査業務報告書について

2 今後の運営の方向性について

3 耐震診断の状況について

4 今後、予想される地震災害への考え方について

合併特例債の活用について

1 特例債の活用の考え方について

2 市内各公共施設における整備の必要性について

3 合併特例債の活用期限について



問 合併特例債の活用の考え方について、残りの特例債発行可能額が約35億円と伺っている。有利な起債であるが、借金であり、しかしながら交付

税上有利な面もある。まだ活用の可能性は残っているのか。

市内における公共施設の整備の必要性について、特例債の活用できる条件もあり、その活用も難しく範囲もかなり狭いが整備についての見解はどうか、特例債の期限が平成26年度までに事業が完了していかなければならない。いつごろまでに決断をするのか尋ねる。

答 合併特例債については、活用する考えは持っている。公共施設の改築とか新築は、現在、後期基本計画の策定をしており、どのような施設が改築あるいは建設が必要なのか考え方を整理しているところである。合併特例債の財源があるから実施するとかではなく、その事業実施にあわせた財源という考え方を持っている。

後期基本計画の策定の中で、期限までに事業が完了するものについて検討し、最終的な判断をしたい。

前田 耕一（市民クラブ）

全国中学校体育大会の開催計画について

- 1 全国中学校体育大会について
- 2 亀山市で開催決定の経緯と開催種目について

3 運営体制の確立と今後の計画について

校庭芝生化モデル事業について

- 1 南小学校運動場芝生化の検証について

- 2 今後の校庭芝生化計画について

亀山駅前の整備について

- 1 駅前周辺整備計画の現況について

- 2 駅前整備に関する行政の方向性について

里山公園について

- 1 里山公園の現状と今後について

- 2 楠平尾町の里山への対応について

問 平成25年度に全国中学校体育大会が亀山市で開催されると聞いている。大会基準とその内容、また、亀山市での開催を決定された経緯と、開催種目について伺う。

この大会は大会規模、競技レベルも国内では最高の中学校ソフトボール大会であり、大会運営に際しても亀山市としての万全の体制が必要と考えるが今後の計画はどうなのか。



櫻井 清藏（ぽぶら）

人権について

- 1 3月定例会において質問したが、条例を制定する考えを再度尋ねたい

- (1) 条例制定への意欲について

- (2) 制定の時期について



保育所について

- 1 市長の各園に対する見解を知りたい

- (1) 各施設における格差の認識について

- (2) 格差の解消策について

- (3) 待機児童の解消策について

報道関係者の対応について

- 1 6月7日発行の伊勢新聞に櫻井市長「所在不明」との報道がなされたが、その真意を知りたい

- (1) 事実関係について

- (2) 緊急時の連絡について

防災に強いまちづくりについて

- 1 合併特例債を使って公共施設に「ソーラーシステム」を設置すべきでは

- 2 ソフトバンクの孫社長が提案した「メガソーラー」に参画すべきであると提案したいが、市長の意向は

問 川崎南保育園、神辺保育園、昼生保育園、和田保育園などそれぞれに問題があり、全園に格差が生じているがその認識はあるのか、どのように解消していくのか伺う。亀山市に若い世代に住んでもらう環境づくりのためにも肝心なところにお

答 全国中学校体育大会は、中学校教育の一環として、中学生に広くスポーツの実践の機会を与え、技術の向上とアマチュアスポーツ精神の高揚を図り、心身ともに健康な中学生を育成し、生徒の相互の親睦を図ること目的に行われているものである。

平成25年度の全国中学校体育大会は、東海ブロックの愛知・岐阜・三重・静岡の4県で開催することとなった。三重県では、ソフトボール、柔道、新体操が開催され、ソフトボールは津市と亀山市で開催されることになっている。

亀山市が男子ソフトボールの会場となるに至った経緯は、ソフトボール会場の施設が整っていることや交通アクセスなどを考慮し決定されたと聞いている

今後の計画としては、今年度、三重県中学校体育連盟が全国大会準備委員会を組織し、平成25年度大会に向けて調査・研究を進めていくこととなっており、平成24年度には県中体連主催の実行委員会が開催される運びで、その実行委員会に亀山市教育委員会もメンバーとして参加することになっている。具体的な運営体制については、基本的には事務局となる三重県中体連ソフトボール専門部と亀山市に置かれる実行委員会が中心となり準備を進めていくことになる。

金を使ってほしい。市民の税金は市民のために有効に使ってほしい。

答 市内の公立保育所は、建設年度の古い順では、昭和45年に加太保育所、次いで第二愛護園、みなみ保育園、和田保育園、第一愛護園となっておりそれらの保育所は既に耐震工事を実施しているが、それ以外の保育所についてもさまざまな状況がある。平成16年に建設のアスレ以外の園では、建設当時の時代背景、ニーズ、例えば車社会や近年の少子化、保護者のニーズ等々の流れなど、社会情勢の変化に追いついていない部分があることも否めない事実であると考えている。しかし、市内全域における幼稚園・保育所は、総体的に見るとうまく配置をされて、今までそれぞれの園が有効に機能して実績を残してきたんだろうという評価をいたしている。

保育所のあり方として、現在、国でこども園の構想についてさまざまな議論がされており、今後、この国の動向にも注視をしていきたいと考えている。民間保育所との兼ね合いの問題や、後の保育所の適正配置等も十分考えた上で、さまざまな課題に対応していく必要があると認識をいたしている。解消するには抜本的な対策が必要な園もあり、短期でできるもの、中・長期で対応すべきもの、保育所のあり方検討会も含めてしっかりと対応していきたい。

中嶋 孝彦（新和会）

震災時のアスベスト飛散対策について

- 1 震災時の建物（アスベスト使用）
倒壊によるアスベストの飛散が懸念されるが、その対策、取組みについて市長の考え方聞く



石水渓の安全対策について

- 1 安楽越林道北側斜面の岩石崩落防止対策の今後の取り組みについて聞く
- 2 観光客の増加に伴い路上駐車が多く、道路交通に支障をきたし、交通事故も懸念されることから駐車場の整備が必要と思うが、市の見解を聞く

問 震災が起こったときに、市内各地にあるアスベストを使った建物が崩壊した場合の飛散対策をどうしていくのか聞く。

次に、石水渓は夏場にかけ県内、県外からたくさんの観光客があり全国的になりつつあると感じているが、観光客の安全・安心が確保されなければ観光地としては成り立たない。安楽越林道北側斜面の岩石崩落の防止対策の今後の取り組みについて伺う。またその観光やイベント時には路上駐車が非常に多く、道路交通上支障を来している。耕作放棄地の活用などによる駐車場の整備を早急にお願いしたい。

豊田 恵理（いずれの会派にも属さない）

国民宿舎関ロッジについて

- 1 営業開始から40年以上が経過した現状と課題について
- 2 「亀山市国民宿舎関ロッジの在り方検討委員会」と「公営企業経営問題特別委員会」の2つの提言を踏まえて、経営形態や建替え等、今後の方針性をどう考えていくのか
- 3 関ロッジの長所をどう捉えているか、またその活かし方についての考えは
- 4 関ロッジの営業活動について



亀山市交通安全計画について

- 1 亀山市における交通事故の現状について
- 2 今後の課題について

- (1) 高齢化に伴う交通事故防止の対策
- (2) 道路交通環境の考え方について

問 警察庁交通局資料によると65歳以上の高齢者の事故が多いというデータが出ている。現在多くの自治体で運転免許自主返納への取り組みがされているが、亀山市の考え方はどうか。

また、他市では公共交通の見直しと同時に高齢者の事故防止に対する取り組みがされているが、亀山市でももっと真剣に、迅速に整備をしていくべきであると思うが、公共交通のあり方について伺う。

答 アスベスト対策については、アスベスト材に対する知識や情報を市広報、防災活動や行事の中で市民と共有できるよう、PRや情報共有をしっかりと進めてまいりたい。災害時における市の対応については、現在のところは国の定める取り扱いマニュアルに従い適切に隨時対処をしていきたい。

次に林道安楽越線、特に三ツ淵付近の安全対策であるが、昨年度市において、落石防護さくの設置、突き出した岩の除去、新たな亀裂を防止するロックボルト工などの対応をした。今年度は、この工事区域をさらに拡大し、三重県による治山事業における岩盤崩壊対策工事を行う予定になっている。

なお、県の治山事業は今年度の取り組みであるが、将来的にも、もっとエリアを拡大して取り組んでいただこうと要望していく。亀山市においても三ツ淵付近から少し離れた部分については、落石防護さくにも取り組んでいきたい。

駐車場整備については、イベントを主催する実行委員会や施設を管理している地域社会振興会とも相談しながら対応策を検討していく。なお、耕作放棄地の活用については、耕作放棄地対策等を含めた総合的な視点、観点から検討を要する事案と考えており、早急な対応は難しい。

答 高齢者の運転免許の自主返納については直接的な市の施策という推進はしていない。高齢者の交通事故に関しては、四季を通じて、交通安全運動期間の重点として高齢者の交通安全防止を掲げ、交通安全シルバースクールの開催や、夜間の安全対策として反射板や螢光たすき等の啓発物品を、機会を通じて配付をしている。ご指摘のように、高齢者の死亡及び重症者に占める割合は全国的に高くなっています、事故に遭うと負傷の程度が深刻になりやすい傾向がある。今後とも高齢者の皆様を対象とした交通安全啓発活動を実施し、交通事故防止、交通安全意識の高揚を図ってまいりたい。

現在、亀山市の地域公共交通施策は、合併後策定した再編方針に基づいて、運行と、残る再編作業を進めているところである。しかしながら、移動困難者の方は広く市内に点在してみえることなどから、生活交通手段を確保する現在のバス運行とタクシーチケット助成だけでは難しいと考えている。そのような中で例えばデマンド交通、また地域での移動手段を確保するという新しい仕組みづくりが必要であると考えており、亀山市に合った運行方法について現在研究を進めているところである。

高島 真 (いずれの会派にも属さない)

タクシーチケットについて

- 1 75歳以上の方が申請すれば、タクシーチケットを頂く事が出来るが、どうして夫婦連名でなく個人の申請なんか聞きたい



亀山市軽自動車税有効期限について

- 1 亀山市の軽自動車納税者は、何名か?又その内、自動引き落としをされている方の割合を聞きたい
- 2 納税証明書の有効期限は、翌年の5月30日で有り、この場合、自動引き落としの方は、5月31日以降に納税証明書が自宅に届くため、それまでに車検が受けられず、不合理ではないか。
有効期限の変更を検討して頂きたい

平成23年4月4日付伊勢新聞報道内容について

- 1 記事の中で、地元選出国会議員の発言で、「新年度の亀山市の国予算はない」とあるが、どういう事か詳しく聞きたい
- 2 事実関係は確認したか聞きたい
- 3 今後の対応、対策について聞きたい

国旗、国歌について

- 1 亀山市の教育現場の現況について、今後について

問 軽自動車税を口座振替で納付している方が車検を受けようとすると、その引き落とし期日の関

係から面倒な手続きが必要である。納税者の利便を図るために前年の有効期限を延ばせないのか。

答 軽自動車税は、毎年4月1日を賦課期日として課税をしており、平成23年度の課税台数は2万2,411台で、このうち4輪自動車は1万5,745台である。課税人数は、軽自動車税全体が1万5,898人で、このうち4輪自動車に係る課税人数は1万2,615人となっている。この中で口座振替により納税される方は4,129人で、口座振替率は32.73%となっている。

口座振替の方の車検用納税証明書については、軽自動車税の納期限後、10日ほどのうちにはがきにより送付をいたしている。当該証明書が届くまでに、車検を受ける必要がある場合は、個別に申請を受けて車検用納税証明書を発行しているが、納期限後1週間程度は金融機関から口座振替結果情報が届かないため、金融機関に対して電話で結果確認を行ったり、納税者の通帳に記載されていることを確認した上で証明書を発行いたしているところである。

このような事務手続について、簡素化や納税者の利便の向上を図るため、有効期限の延長について前向きに取り組んでいきたいと考えている。

議員から提出された意見書を6月30日に可決し関係大臣に提出しました。(議員提出議案第2号)

公立学校施設における防災機能の整備を図るための予算を求める意見書

これまで公立学校施設は、大規模地震や豪雨等の非常災害時には、地域住民の防災拠点として中心的な役割を担ってきました。

この度の東日本大震災においても、多くの被災住民の避難場所として利用されるとともに、必要な情報を収集、また発信する拠点となるなど、様々な役割を果たし、その重要性が改めて認識されています。

しかし、一方で多くの公立学校施設において、備蓄倉庫や自家発電設備、緊急通信手段などの防災機能が十分に整備されていなかったため、避難所の運営に支障をきたし、被災者が不便な避難生活を余儀なくされるなどの問題も浮き彫りになりました。

こうした実態を踏まえ、現在、避難所として有すべき公立学校施設の防災機能のあり方について、様々な見直しが求められています。

政府は、公立学校施設の学校耐震化や老朽化対策等については、地方自治体の要望に応え、毎年予算措置等を講ずるなど、積極的な推進を図っていますが、本来、これらの施策と並行して全国的に取り組まなければならない防災機能の整備の向上については、十分な対策が講じられていないのが実情であります。

よって、政府におかれましては、大規模地震等の災害が発生した際、公立学校施設において、地域住民の「安全で安心な避難生活」を提供するため、耐震化等による安全性の向上とともに、防災機能の一層の強化が不可欠であるとの認識に立ち、公立学校施設における防災機能の整備を図るための予算を確保することを強く要望いたします。

平成23年6月30日

三重県亀山市議会

議員提出議案第3号 亀山市議会基本条例の一部改正について

地方自治法の一部を改正する法律（平成23年法律第35号。平成23年5月2日公布）における地方自治法第2条第4項の改正により、市町村の基本構想に関する規定が削除されることに伴い、本条例について所要の改正を行うもので、第11条中の地方自治法第2条第4項を、改正前の地方自治法第2条第4項とし、当該基本構想の変更及び廃止を議会の議決事件として規定する改正を行いました。

議会の主な動き

◆ 5月 ◆

- 9日 産業建設委員会協議会
10日 教育民生委員会協議会
11日 総務委員会協議会
 総務委員会
17日 教育民生委員会
20日 会派代表者会議
 全員協議会
 入札制度調査特別委員会
24日 第142回三重県市議会議長会定期総会
 名張市
 産業建設委員会
 長野県伊那市議会視察来庁(議会基本条例)
30日 第39回全国自治体病院経営都市議会協議会
 定期総会 東京
 三泗鈴亀農業共済事務組合議会全員協議
 会・臨時会 四日市市

◆ 6月 ◆

- 2日 議会運営委員会
 総務委員会協議会
9日 議会運営委員会
 6月定例会開会
 会派代表者会議
 入札制度調査特別委員会
15日 第87回全国市議会議長会定期総会 東京
16日 議員共済会第102回代議員会 東京
20日 議案質疑
21日 一般質問
22日 一般質問
23日 一般質問
24日 産業建設委員会
27日 教育民生委員会
28日 総務委員会
29日 教育民生委員会
 京都府亀岡市議会視察来庁(とぎれない子
 育て支援について)
30日 議会運営委員会
 6月定例会閉会

亀山市議会9月定例会の予定

9月1日	本会議開会	10:00~	20日	産業建設委員会	10:00~
12日	議案質疑	10:00~	21日	教育民生委員会	10:00~
13日	議案質疑	10:00~	22日	総務委員会	10:00~
	一般質問	13:00~	26日	決算特別委員会	9:00~
14日	一般質問	10:00~	27日	決算特別委員会	9:00~
15日	一般質問	10:00~	29日	本会議閉会	14:00~

※正式な日程は定例会直前の議会運営委員会で決定されます。詳しくは議会事務局へお問い合わせ下さい。ホームページにも掲載します。

